

成年後見制度に関するご相談は 「権利擁護サポートセンター」へ！

成年後見制度とは

認知症、知的障害、その他の精神上的の障害があることにより判断能力が不十分な方を保護するため、代理権・同意権・取消権を付与された成年後見人等が、本人に代わって**財産管理**や介護サービスの利用契約などの**身上監護**を行います。

自分でお金の管理が
難しくなってきた



身寄りがないため、
将来が不安

権利擁護サポートセンターの取り組み

普及啓発活動

成年後見制度についてのパンフレット等の作成・配布，住民向け学習会・無料の相談会を開催し，制度の普及を推進します。

相談支援

成年後見制度に関する問い合わせや相談に応じます。また，家庭裁判所に申立てをする際の必要書類についてご説明します。

法人後見の受任

受任審査会で諮った案件に対し，成年後見人等を受任し，対象となるご本人が安心して日常生活を送ることができるよう支援します。

法人後見支援

社会福祉法人やNPO法人等が後見人となる活動を支援し，業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備していきます。

市民後見人の 養成及び活動支援

一般住民の方々を対象に，後見業務の新たな担い手として期待される「市民後見人」の養成等に取り組みます。

『権利擁護・成年後見』に関するお問い合わせ・ご相談は権利擁護サポートセンターへご連絡ください。

権利擁護サポートセンターは、5市3町1村からの補助を受け、水戸市社会福祉協議会が運営しています。